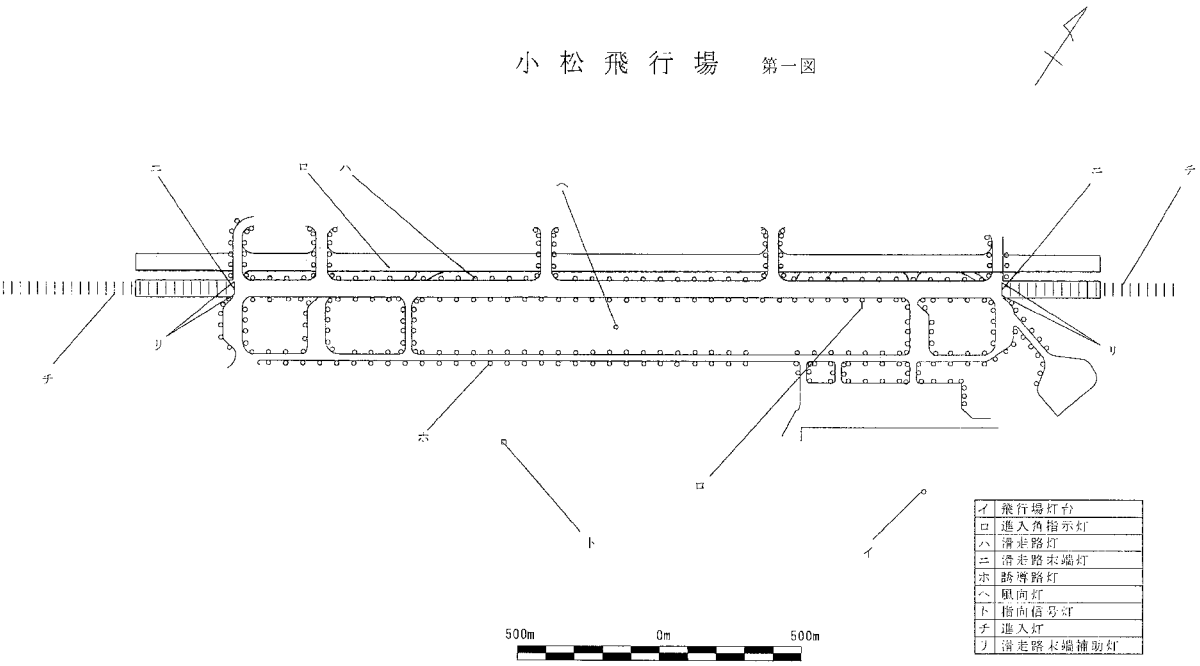
(三)　第一図を次のように改める。

小松飛行場　第一図



三　昭和三十六年防衛庁告示第百五十七号の一部を次のとおり変更する。

第二項中「北緯三十六度二十三分三十七秒　東経百三十六度二十四分二十八秒（標高六メートル）」を「北緯三十六度二十三分三十八秒　東経百三十六度二十四分二十七秒（標高六・七メートル）」に改める。

○関東地方整備局告示第三百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市鬼高四丁目二七五番一地先から同市鬼高四丁目二七三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年七月二十三日

○中国地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
岡山県勝田郡奈義町上町川字池尻一六六〇番から同町上町川字大奈留一三三番まで	前　A	九・八〇～三六・五〇メートル　〇・九四八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　B	九・八〇～三六・五〇メートル　〇・九四八キロメートル	
	A	一二・〇～六〇・〇メートル　〇・八三〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日　中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前　D	一〇・〇～一一・〇メートル　四三・四八六キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	C	一一・〇～一一・〇メートル　二・八七五キロメートル	
	B	一四・〇～一九七・〇メートル　五・七八九キロメートル	
	A	九・五〇～一八〇・〇メートル　五・八五七キロメートル	
	後　D	一〇・〇～一一・〇メートル	
	C	一一・〇～一一・〇メートル	
	B	一四・〇～一九七・〇メートル	
	A	九・五〇～一八〇・〇メートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所